(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、蒲郡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年蒲郡市条例第3号)第4条第1項の規定(この規定を準用する蒲郡市水道事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(昭和42年蒲郡市水道管理規程第10号)、蒲郡市モーターボート競走事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成29年蒲郡市競走事業管理規程第7号)及び蒲郡市下水道事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成31年蒲郡市下水道事業管理規程第7号)の規定を含む。)に基づき、職員(水道事業職員、モーターボート競走事業職員及び下水道事業職員を含む。)の時差勤務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(時差勤務における勤務時間)

第2条 時差勤務における勤務時間は、別表に掲げるとおりとする。

(時差勤務の対象等)

- 第3条 時差勤務の対象となる職員は、午前8時30分から午後5時15分までを 勤務時間として割り振られている職員のうち、次に掲げる職員とする。
 - (1) 公共の交通機関を利用して通勤する職員
 - (2) その他公務の運営上市長が必要と認める職員
- 2 時差勤務を希望する職員は、あらかじめ時差勤務申請書(第1号様式)を、任 命権者に提出しなければならない。
- 3 時差勤務を認める期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために 必要な期間とし、申請できる期間は、原則1月単位とする。
- 4 任命権者は、第2項の規定による申請により、職員の時差出勤を許可する場合は、時差勤務許可書(第2号様式)により許可するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、職員の時差勤務に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月20日から施行する。
- 2 この要綱の規定に基づく申請等のために必要な手続その他の行為は、この要綱

の施行日前においても行うことができる。

附則

この要綱は、令和3年1月29日から施行する。

別表(第2条関係)

勤務時間の類型	始業時刻	終業時刻
早出勤務	午前7時30分	午後4時15分
遅出勤務	午前9時30分	午後6時15分

時差勤務申請書										
							名	丰	月	日
f.	壬命権者 椎	兼								
申請者										
					所属					
					職名					
					氏名					
次のとおり時差勤務を申請します。										
1	申請期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	
2	勤務時間の数 及び始業・約		始;	 業	——— 時	分	終業		時	分

時差勤務許可書										
							左	F	月	日
		様								
					任命権和	当				
年 月 日付で申請のあった時差勤務の申請については、下記のとおり許可します。 記										
1	許可期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	
2	勤務時間の類及び始業・終		 始	 業	時	分	終業		時	分